掛川市規則第３０号

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成２６年１０月６日

掛川市長

（別紙）

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市火災予防条例施行規則（平成17年掛川市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の１条を加える。

（火災予防上必要な業務に関する計画の提出）

第７条の２　条例第61条の３第２項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、様式第５号の２によらなければならない。

様式第５号の次に次の１様式を加える。

様式第５号の２（第７条の２関係）

火災予防上必要な業務に関する計画書

年　　月　　日

（あて先）掛川市消防長

提出者
住　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞
電話番号

次のとおり火災予防上必要な業務に関する計画を提出します。

指定催しの開催場所		
指定催しの名称		
開催期間		年　月　日から　年　月　日まで
開催時間		時　分から　時　分まで
一日当たりの人出予想人員		
露店等の数		
使用火気等		□　コンロ等の火を使用する器具 □　ガソリン等の危険物 □　その他（　　）
防火担当者	住　所	電話番号
	氏　名	
その他必要な事項		

※　受付欄	※　経過欄

（注）

１　□内は、該当するものにレ印を記入すること。

２　※印の欄は、記入しないこと。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。